

CASE

以下のXの言い分とYの言い分を読んで、XY間に生じる法律問題を検討し、以下の小問に答えなさい。

Xの言い分

① Yには、自分が貸してやった200万円の α 債権とその利息年利20%、Aから譲渡してもらった30万円の β 債権と遅延損害金年利30%、さらに、同じくAから譲渡を受けた部品代金債権300万円とその利息年利6%を払ってもらいたいのです。

② まず、 α 債権のことをお話します。私は、Yとは中学校の同級生で、Yをよく知っています。平成15年3月頃、行きつけの居酒屋でバツタリとYと会い、久しぶりの昔話に盛り上がりました。それ以後、月に1~2回くらい飲みに行く程度の仲になりました。平成16年2月8日にその居酒屋でYと飲んでいると、Yは不景気の愚痴をこぼし、取引先が倒産したことから、Yが親から嗣いで営んでいる自動車修理と中古車販売の会社の運転資金が不足している。利息を月1割払うから、200万円貸してくれないかと頼まれました。私は、親父の金融業の手伝いをやっているのですが、私が言うのも変ですが高利の金を借りて夜逃げする客もたくさん見えましたので、「水臭いことを言うな。そんな高い利息はいらないから200万円くらいなら貸してやる」と言って、翌9日には自分の預金から200万円を引き出してYに貸してやりました。利息のことや期限をどうしたかですか。それも友達のことですから、特に決めず、借用証も書いてもらっていません。もっとも、Yから100万円くらいする高級腕時計を担保として手渡されました。申し上げた事情は、その時、一緒に飲んでいた共通の友人Bが見ていたはずです。え、Yが市議員に立候補するので、その選挙資金をあげたですって。とんでもない。Yは昔から人望のない奴で、いくら友達と言っても、金をドブに捨てるようなマネはしませんよ。後で申しますが、そのころから独立を考えていたので、私だって金はいくらあって足りず、金を恵んでやる余裕なんかありませんでした。

③ いくら期限を決めていなかったと言っても、1年経ってもYが知らぬ顔をしているものですから、少し腹が立ってきました。そこで、今年(平成17年)の3月5日だったと思いますが、「いいかげんに200万円は返してくれてもいいではないか」と電話で催促したところ、Yは借りた覚えはないとしらをきり、大げんかになりました。こっちも友達だから商売気抜きで便宜を図ってやったのに、まったくひどいものです。Yがそういう態度に出るのなら、親父の店で普通に貸しているときの年利20%の利息くらいは付けて返してもらわないと納得できません。

④ 次に β 債権のことをお話します。Aは、Yに部品を納入している業者なのですが、取引先のYから頼まれて断れず、平成14年8月1日に100万円を貸しました。YがAから受け取った借用証には、その日付で次の趣旨の記述があり、Yの署名と印鑑が押捺してあります。

- 1 YはAから、借り受ける期間を10か月、その間の利率を15%として、100万円を借り受ける。
- 2 利息15万円と謝金5万円は天引とする。
- 3 返済は10回均等払いとし、毎月1日(1月は5日)に10万円を返す。
- 4 1回でも返済が遅れた場合には、Yは年利30%の遅延損害金を支払う。

ところが、Yは平成15年3月までの7回は、約束通りAの指定する銀行口座に振り込むことで返済したそうですが、以後はいっさい支払いをしておらず、Aには30万円の債権が残っていました。

⑤ 次に γ 債権のことをお話します。Aは、平成15年1月24日に、Yから部品の注文を受けて、翌日Yに納品しました。支払い期日については、契約書にも書いていませんが、いつもどおり翌月末、つまり平成15年2月28日になります。ところが、Yは、期日になっても支払いをしませんでした。

⑥ Aと私の関係ですか。それをこれからお話ししようと思っていたところです。Aは私の

親父の店から何度か金を借りていたのですが、平成17年3月末には総額約350万円になった借金が期日になっても返済できなくなりました。こちらはきちんと証書も残っています。ちょうどその頃、私も独立して金融業を始めようかと思っていたところで、親父から、なにがしかの独立資金をもらいました。その一環として、親父が「債権回収の苦労も味わってみろ」と言って、Aに対する約350万円の債権を私に譲渡してくれました。私は、Aと何度か話し合い、Aに対する350万円の借金を帳消しにしてやる代わりに、AがYに対して持っていたβ債権30万円とγ債権300万円の譲渡を受けたのです。平成17年4月2日のことです。

⑦ たしかに、Yに対するβ・γ両債権の譲渡を受けたというのは、私が同日に電話でYに知らせました。ただ、Aからは代わりに連絡しておいてくれと頼まれていたので、何も問題はないんじゃないですか。ええ、Aとの間では代物弁済の契約書もあり、Aから債権譲渡通知を代わりに行ってくれという旨の委任状ももらっています。

Yの言い分

① Xに対しては借金など一切ありません。あいつは友達だと思っていたのに、やっぱり阿漕な金貸しなどやっている非道い奴だったんですね。

② まず、Xが払えと言っているα債権など存在しません。たしかに、私は、平成15年3月頃にXと偶然再会して、以後、とても仲のよい飲み友達でした。去年（平成16年）の2月頃、たしかに一緒に飲んだ記憶があります。そのころ私は、周囲からのすすめもあって、市会議員に立候補することを考えていました。そのために選挙資金がいるから金を貸してくれないかとXやBに話すと、Xが「水臭いことを言うな。200万円くらいなら出してやる」と言ってくれました。ええ、Bも聞いていたはずですよ。えらく気前の良い奴だと思いましたが、私が市会議員になったときに便宜でも図ってもらおうつもりだったのでしょうか。その翌日、さっそく私の家に200万円を持ってきてくれました。そうです、200万円は、Xから借りたのではなく、Xが選挙資金にくれたものなんですよ。

③ ところが、今年2月末の選挙では、私は、残念ながら落選したんですが、そのとたん、手のひらを返したように、Xは20%も利息を付けて金を返せと言ってきました。とんでもない話です。

④ 次に、Aに対するβ債権についてお話しします。たしかに平成14年9月頃は、会社の経営状態が悪く苦しかったです。店の土地や建物は銀行に抵当権を設定していますから、担保にするものもなくて、しかたなく、長年の取引先であるAから、Xが言う通りの内容の借金をしました。そして、平成15年3月までは毎月10万円ずつ、合計70万円を返済してきました。

⑤ さらにγ債権のことをお話しします。その年（平成15年）の1月にAに発注して納品してもらった自動車部品は、うちで使っている仕様にあわない不良品だったのです。2月半ばに、知らずにそれを修理に使って、お客さんから苦情が出ました。Aにはすぐに連絡して、仕様どおりの物を代わりとして納品しろと指示するつもりでしたが、どうしても連絡が取れませんでした。後で聞いた話では、そのころAは、Xの父親からの借金が返せずすでに夜逃げしていたとの噂です。とにかく、注文どおりの部品が納品されていないのに、代金だけ払うバカはいませんから、Aに代金は支払っていません。え、β債権の方ですか。こちらAに連絡がつかないので、それ以後はたしかに払っていません。でも、受け取る奴がいらないのに、なんで支払いが遅れたなどと難癖を付けられなければならないんですか。しかも、Aではなく、Xから。

⑥ AがXの父親から借金していたとか、Xが父親のAに対する債権を譲り受け、Aとの間で代物弁済の話をしたとかいうのは、知りません。Xの嘘ですよ。だって、Aは1年も前から行方不明になっているんですから。

⑦ たしかにXからは、4月2日に電話をもらいました。こんなところで嘘をついてもしかたありませんから、それは認めます。でも、Xは私に貸してもいない金を返せというだけではなく、Aの債権を譲り受けたと一方的に嘘をついているのですよ。私がAに借金があるとしても、Aが譲渡したと知らせてくるならともかく、Xが書面でもなく一方的に譲り受けたと電話してきたって、だれも譲渡がほんとうにあったなんて信じませんよ。

【Keypoints】

- ・貸金返還請求権等の訴訟物と請求原因事実。
- ・利率の約定、天引の場合の利息制限法の適用のしかた。
- ・利息制限法超過利息の扱い（貸金業法の規制も含む）。
- ・元本債権・基本的利息債権・支分的利息債権の区別と処理の違い。

【Questions】

- [01] α債権を例にとって、貸金返還請求権の請求原因事実は何か説明せよ。
- [01-01] 金銭の授受があった事実は請求原因事実か。
- [01-02] 本件契約に弁済期の約定はあるのか。
- [01-03] 弁済期が到来していることは請求原因事実か。
- [01-04] 弁済期に支払いがないことは請求原因事実か。
- [02] Yは200万円の授受の性質を贈与の意味であったと主張しているが、この金銭授受の性格が消費貸借の趣旨であったか贈与の趣旨であったかは、X・Yのいずれが何を主張立証すべきか。
- [02-01] 平成16年2月8日にXYが行った合意につき、その場に居合わせたBの証言が、ア)「酔っぱらっていて何も覚えていない」、もしくは、イ)「トイレに立っていたので金のことは聞いていなかったが、『時計は預かっておく』とYが言っているのは聞いた」、という場合、契約成立の認定にどのような影響が出るか。
- [02-02] 仮にYが市会議員に立候補した事実がなかったとすると、このことは、契約の成否の証明の問題につき、どのような関係にあるか。
- [03] 契約の性質について、XとYの主張のいずれにも決め手がないとすると、XY間の法律関係はどうなるのか。
- [04] 仮にBの証言から消費貸借契約の成立が立証できたとする。この場合、誰と誰の間で消費貸借契約が成立するのか。
- [05] 仮にBの証言から消費貸借契約の成立が認められたとする。
- [05-01] 利息支払約束の有無は貸金返還請求権の請求原因事実とどのような関係になるか。
- [05-02] 利息支払いの合意がないのにXはYに利息の支払いを求めうるか。
- [05-03] 利息支払いの合意がない場合になお利息の支払いを請求できる場合があるか。
- [06] (仮定問) 仮にX・Yのやりとりが、XとYの会社との消費貸借であり、「月1割もの利息はいらぬが、利息は支払ってもらおう」という趣旨だったと認められたとすると、Xが請求できる利息の利率は何%になるか。
- [07] 仮にBの証言からX・Y間に弁済期の定めのない無利息消費貸借契約の成立が認められたとする。
- [07-01] Xは遅延損害金の支払いを請求できるか。その根拠も示せ。
- [07-02] 遅延損害金の支払いをできるとして額はどうか。
- [07-03] Yはいつから履行遅滞に陥るのか。
- [08] 仮にBの証言からX・Y間に弁済期の定めのない無利息消費貸借契約の成立が認められた場合に、XはYの高級腕時計につき質権を取得することができるか。
- [09] β債権とγ債権の譲渡について、Aが1年あまり前から行方不明になっているというYの⑥⑦の主張は、どのような意味を持つか。
- [10] Xが電話でYにβ債権とγ債権を譲り受けたと連絡してきたことは、債権譲渡の対抗要件を充たすか。
- [11] 天引の場合、どのような事実が請求原因事実となるか。
- [12] AとYの間の利息付消費貸借契約は、利息制限法に違反していないか。
- [13] Yが7回目の返済をした時点で、元本債権の残額はいくらになっていたか。
- [14] 残存元本につき、XはYに対して、何を主張・立証すれば、遅延損害金を請求することが可能か。

ブレイク 違約金等の規制（利息4条1項）はなぜ1.46倍という中途半端な数字か？

[15] （仮定問）A・Y間の利率がもっと高くて、7回目の支払いまでに元本が完済してしまっていたとすると、Yはだれに対して、何を根拠にどのような請求を行うことができるか。また、そのような請求は、利息制限法1条2項、4条2項をどういうふうに解釈すれば、矛盾しないのか。

[16] （仮定問）Aが金融業者で、Yへの貸付に際して、貸金業法17条1項の契約書を作成してYに渡していたが、各回の返済は「この振込み用紙を使用したご返済については、銀行の受領印の年月日をもって当社の受領年月日の記載に代えさせていただきます」という記載のある振込用紙を用いてなされ、この振込用紙には、受領年月日を除いて、貸金業法18条1項所定の事項がすべて記載されていた。またAは約1か月後にYに取引明細書を送付していた。この場合にも、Yは、利息制限法に反する旨の主張ができるか。

[17] Yが、A・Y間契約が利息制限法に違反している、と主張しなかったとすると、裁判所は、制限を超過する利息や損害金の請求を認容できるか。

[18] XがYに γ 債権に請求する場合の請求原因事実をあげよ。このとき、納品された部品が不良品であった旨のYの主張は、どういう意味を持つか。

[19] β ・ γ 両債権につき、Aに連絡がつかなかったというYの主張は、どういう意味を持つか。

[20] Xが β ・ γ 債権につき請求ができるとした場合、Xは、遅延損害金も請求できるか。

【Materials】

A（必読判例と文献）

- ・①最大判昭和43年11月13日民集22巻12号2526頁
- ・②最判平成11年1月21日民集53巻1号98頁
- ・③設問[16]については、最も参考になりそうな最高裁判例を探してこよう
- ・潮見18～33頁（改訂版は未公刊）もしくはその他の著者の『債権総論』あるいはコンメンタールの金銭債権・利息債権の箇所。
- ・『債権各論』の教科書・体系書もしくはコンメンタールの消費貸借契約の箇所。
- ・『商法総則・商行為』の教科書・体系書もしくはコンメンタールの商行為・商事法定利率などの関係箇所。
- ・司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実 第1巻』（法曹会、1998年—講義では以下『**要件事実1**』と略記する）253～257頁、275～279頁、もしくは、司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会、1999年—『**類型別**』）24～30頁

B（判例の理解の参考となる解説）

- ・大河純夫・①判決解説『民法判例百選Ⅱ債権 [第5版]』（近々改訂予定）56事件—講義では**百Ⅱ56**というように略記する。
- ・赤松秀岳・①判決解説『判例講義民法Ⅱ債権』（奥田昌道ほか編、悠々社、2002年。近々改訂予定）2事件—**講義Ⅱ2**と略記）
- ・小野秀誠・②判決解説**百Ⅱ57**
- ・③判決の解説があればそれも参照

C（応用・発展的な検討の参考になるもの）

- ・倉田卓次編『要件事実の証明責任 債権総論』（西神田編集室、1986年—倉田『**債権総論**』）50～52頁（遅延損害金と法定利率の関係で根本的な考え方の対立があること）
- ・並木茂『要件事実原論』（悠々社、2003年）211～216頁（売買型契約と貸借型契約において履行期の定めを異にする見解への批判）
- ・倉田卓次編『要件事実の証明責任 契約法上巻』（西神田編集室、1993年—倉田『**契約上**』）438～487頁（諾成的消費貸借をどう見るかなどにつき興味深い議論を展開している）

※Cのうち法科大学院学習室にない倉田氏の本については、コピーを法科大学院事務室に1部用意しておきます。必要ならコピーしてすぐに返してください。